納期限までに介護保険料を納付できないときは・・・

（１）納付の猶予（分割納付等）

（２）特別な事情がある方を対象とした減免制度［下記参照］

特別な事情	要件	申請書の添付書類
災害（震災、火災等） 【別紙１参照】	・居住用の土地、家屋、家財等の損害割合が30%以上 ・被保険者または主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下	り災証明書等
主たる生計維持者の死亡、障害、長期入院、廃業、失業等	・主たる生計維持者の前3ヵ月の平均収入と比較して50%以上減少 ・主たる生計維持者の前年の合計所得金額が500万円以下 ・預貯金額、所有資産等の要件あり	世帯の収入状況、預貯金額、所有資産等を証明する書類
干ばつ、不作等	・当該年の収入見込年額が平年と比較して50%以上減少 ・主たる生計維持者の前年の合計所得金額が500万円以下 ・預貯金額、所有資産等の要件あり	世帯の収入状況、預貯金額、所有資産等を証明する書類
その他（盗難等）	・所有資産について前年の所得金額の50%以上の損害 ・被保険者または主たる生計維持者の前年の合計所得金額が500万円以下	損害を被ったことを証明する書類
その他（拘禁）	拘禁等により介護保険の給付等を受けることができないこと	収監証明書等
生活困窮 【別紙２参照】	・すべての世帯員が市民税非課税 ・すべての世帯員の平均収入が生活保護基準月額の1.3倍以下 ・預貯金額、所有資産等の要件あり	世帯の収入状況、預貯金額、所有資産等を証明する書類

納期限までに申請が必要となりますので、お早めにご相談ください。

＜問い合わせ先＞
市川市　介護保険課　賦課徴収グループ
０４７－７１２－８５４２（直通）

災害による介護保険料の減免について

災害により、土地、家屋、家財等に損害を受けた65歳以上の方の介護保険料について、次の要件に該当する場合は、介護保険料を減額する制度があります。

1　対象となる方

住居状況

被保険者または主たる生計維持者の居住のために使用等する土地、家屋、家財等である。

→ いいえ：非該当
↓ はい

損害割合

土地、家屋、家財等の損害割合が**30%以上**である。

→ いいえ：非該当
↓ はい

前年の所得

被保険者または主たる生計維持者の前年の合計所得金額が**1,000万円以下**である。

→ いいえ：非該当
↓ はい

減免該当

2　保険料の減額割合

区分		減免割合
損害割合が50%以上	被保険者等の前年の合計所得金額が500万円以下	100%減額
	被保険者等の前年の合計所得金額が500万円超750万円以下	50%減額
	被保険者等の前年の合計所得金額が750万円超1,000万円以下	20%減額
損害割合が30%以上50%未満	被保険者等の前年の合計所得金額が500万円以下	50%減額
	被保険者等の前年の合計所得金額が500万円超750万円以下	20%減額
	被保険者等の前年の合計所得金額が750万円超1,000万円以下	12.5%減額

3　申請にあたっての注意事項

・提出された書類に不備や不足があった場合は、電話で内容の確認をすることがあります。
・審査、決定には、時間がかかる場合がございますのでご了承ください。
・減免決定後も決定前の保険料額が年金から天引きされる場合があります。
・減免決定後に保険料が払い過ぎとなった場合は、後日、還付となります。

4　提出書類

□　介護保険料減免申請書（同居の65歳以上の方全員分）

□　り災状況等申告書

5　添付書類（コピーを添付してください）

□　申請者の本人確認書類
　（運転免許証、介護保険被保険者証等）

□　前年の所得金額がわかる書類
　（源泉徴収票、確定申告書、市・県民税申告書等）

□　り災証明

□　損害状況がわかる写真

□　保険金等の補填額がわかる書類
　※保険金が支給された場合のみ

令和8年度　介護保険料の減免について（生活困窮）

生計を維持することが困難な65歳以上の方の介護保険料について、次の要件に該当する場合は、介護保険料の一部を減額する制度があります。

1　対象となる方

課税状況

世帯（同居人）全員が**市民税非課税**（生活保護受給者を除く）である。【所得段階　第1～第3段階】

→ いいえ：非該当

↓ はい

収入月額

世帯（同居人）全員の平均収入月額の合計額が生活保護基準月額※1の**1.3倍以下**である。

→ いいえ：非該当

↓ はい

預貯金等の額

世帯（同居人）全員の預貯金等の額が生活保護基準月額※1の**12倍以下**である。

→ いいえ：非該当

↓ はい

固定資産等の額

住居用以外の固定資産等の評価額が生活保護標準世帯年額※2の**10倍以下**である。

→ いいえ：非該当

↓ はい

減免該当

※1　生活保護基準月額の目安
- ・70歳　単身世帯　約74,000円
- ・75歳　単身世帯　約69,000円
- ・70歳　二人世帯　約120,000円

※2　生活保護標準世帯年額
約256万円

2　保険料の減額割合

区分	減免割合
世帯（同居人）の平均収入月額が生活保護基準月額以下	90%減額
世帯（同居人）の平均収入月額が生活保護基準月額の1倍超1.15倍以下	75%減額
世帯（同居人）の平均収入月額が生活保護基準月額の1.15倍超1.3倍以下	50%減額

3　申請にあたっての注意事項

・提出された書類に不備や不足があった場合は、減免の対象とならない場合があります。

・審査、決定には、時間がかかる場合がございますのでご了承ください。

・減免決定後も決定前の保険料額が年金から天引きされる場合があります。

・減免決定後に保険料が払い過ぎとなった場合は、後日、還付となります。

4　提出書類

□　介護保険料減免申請書（同居の65歳以上の方全員分）

□　収支・資産に関する自己申告書

5　添付書類（コピーを添付してください）

□　申請者の本人確認書類（運転免許証、介護保険被保険者証等）

□　前3か月の収入額がわかる書類（年金振込通知、給与明細書、帳簿等）

□　預貯金通帳（① 銀行名と名義人のページ、② 直近3か月間の明細と最終残高のページ）

※定期預金も預けている場合は、定期預金の最終残高のページも添付してください。

※　該当する方のみ提出いただくもの

●　賃貸住宅にお住まいの方

□　家賃の領収証書等（預貯金通帳で確認できる場合は不要）

●　土地・家屋（自己居住分を除く）を所持している方

□　固定資産税納税通知書

●　仕送りのある方

□　仕送りの金額がわかる書類（預貯金通帳で確認できる場合は不要）

●　身体障害者手帳をお持ちの方

□　身体障害者手帳

●　精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちの方

□　年金証書

□　精神障害者保健福祉手帳または療育手帳